

業務継続マニュアル

(議会事務局)

令和2年11月策定

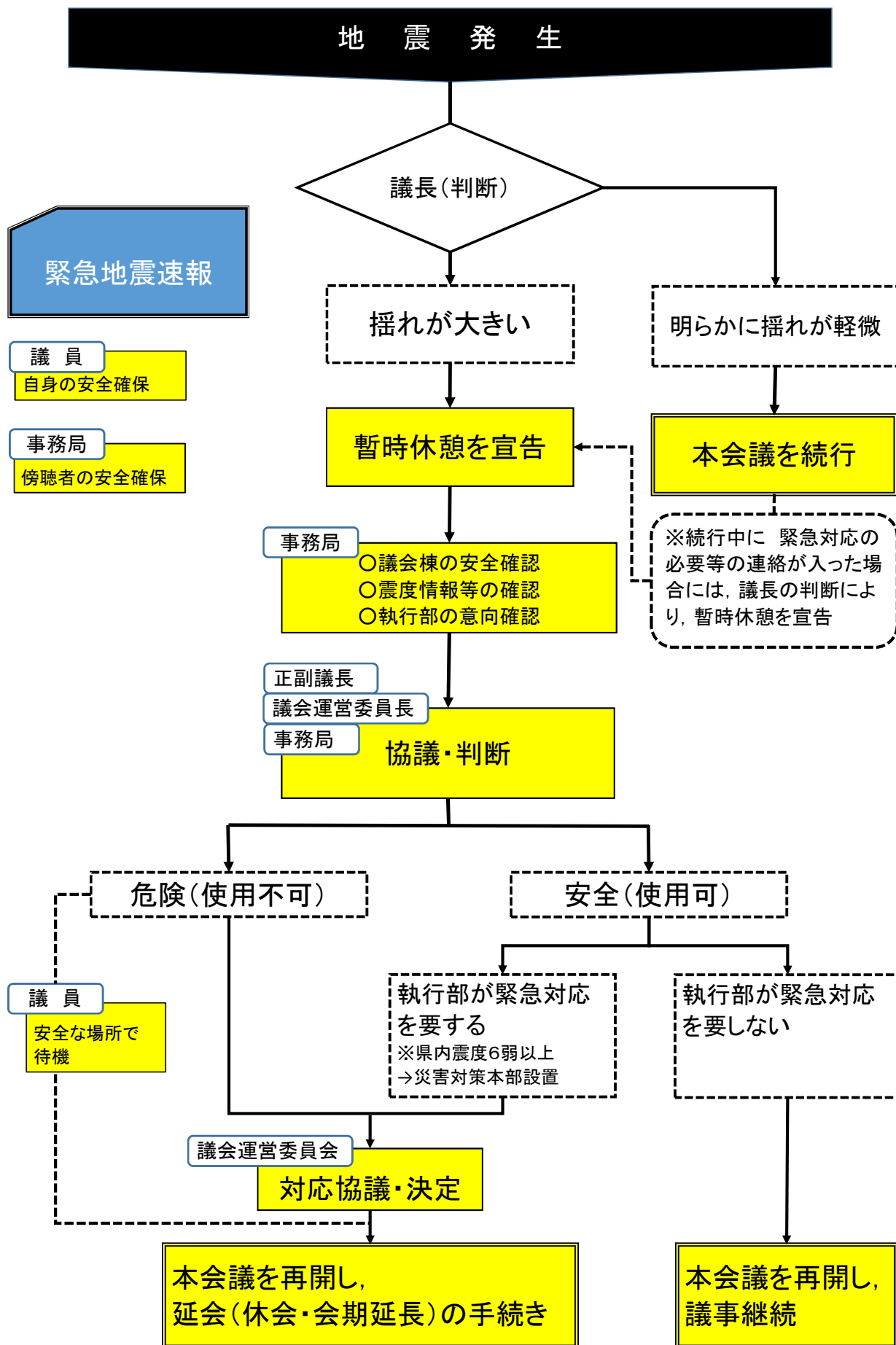
1	「災害時における議会事務局の業務内容」(本会議・委員会開催中の場合)	1
2	「災害時における議会事務局の業務内容」(本会議・委員会非開催時の場合)	2
3	フロー図① 本会議(開催中)	3
4	フロー図② 委員会(開催中)	4
5	フロー図③ 会期中(会議開催時以外)	5
6	フロー図④ 閉会中	6
7	関連規定	7

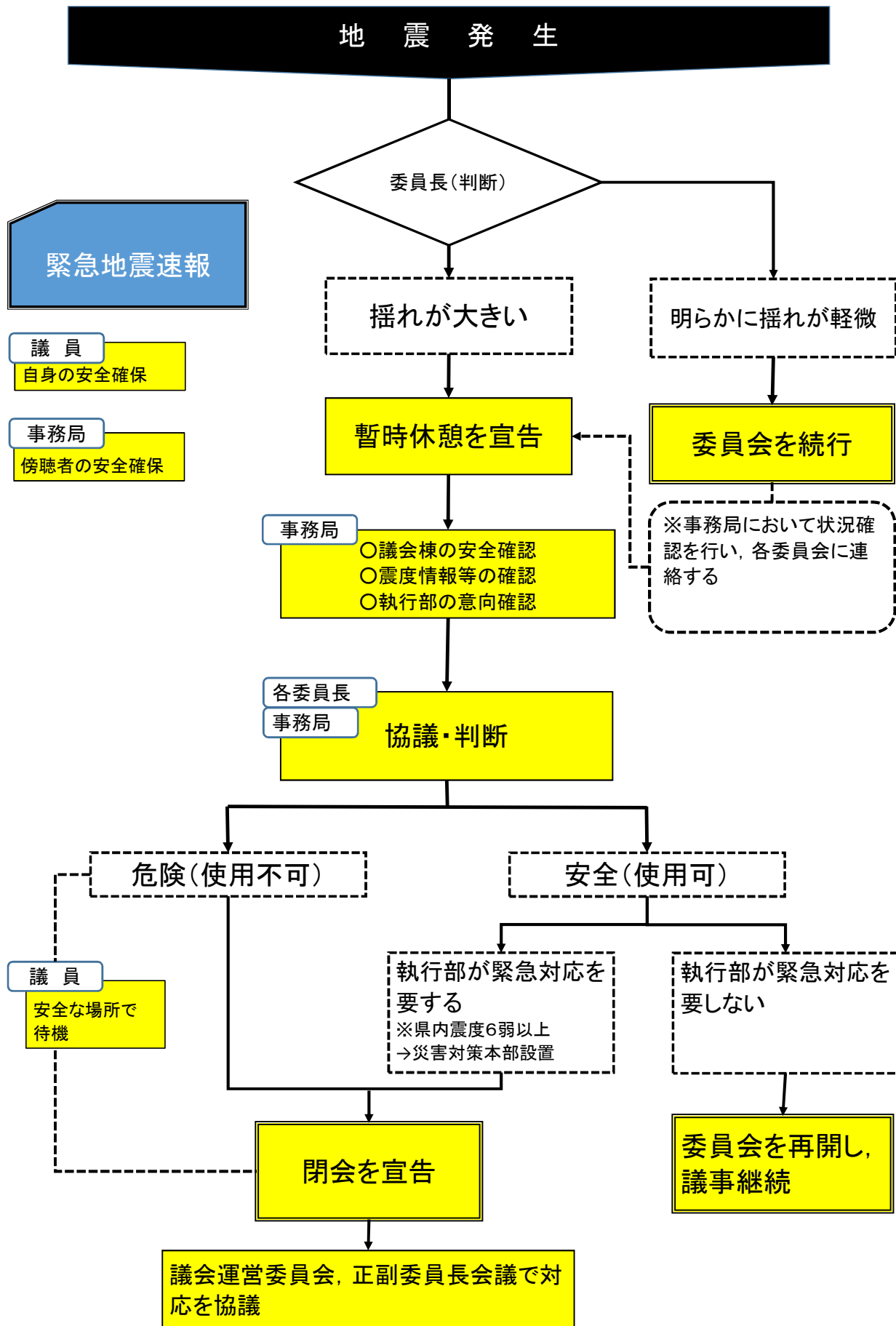
1 災害時における議会事務局の業務内容（本会議・委員会開催中の場合）

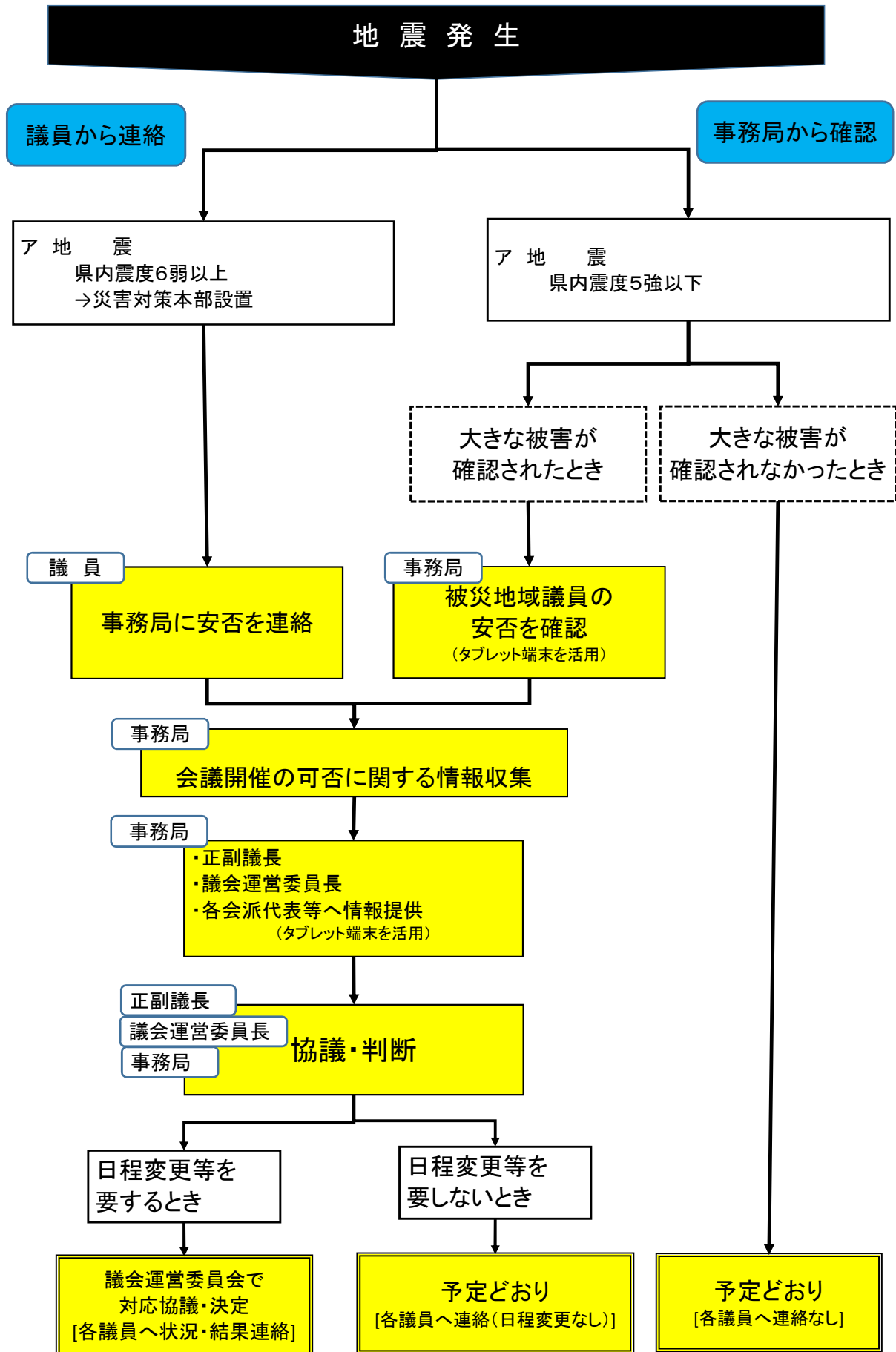
区分	総務課	人数	秘書室	人数	議事課	人数		政務調査課	人数
						本会議	委員会		
A 直ちに	・震度情報等の確認 ・議会棟の点検・安全確認	1	・議長・副議長の随行 ・議長・副議長の送迎	2	・議員の安全確認・避難誘導 ・傍聴者の安全確認・避難誘導 ・会議再開の可否の検討 ・設備の点検	5	6	・傍聴者の安全確認・避難誘導	4
		6		4		2	6		
						3	6		
						3	6		
B 24時間以内	・最低限の執務環境の確保	4	・最低限の執務環境の確保	2	・最低限の執務環境の確保	4		・最低限の執務環境の確保	4
C 3日間以内	・被災状況の把握 ・災害対策会議の開催検討 ・代替場所の確保 ・議員への情報提供	2	・議長・副議長の日程調整 ・議長・副議長の随行	2	・議会日程、付託議案等の取 扱い検討 ・議会運営委員会の開催 ・会議開催日程の連絡 ・被災状況の把握 ・委員会現地調査の検討	5		・執行部との連絡調整 ・議員提供情報の集約	4
		4		4		3			4
		1				2	6		
		2				6	6		
D 1週間以内	・災害対策会議の開催 ・議員への情報提供	4			・委員会現地調査 ・災害対策会議の開催	6		・意見書の発議準備 ・災害対策会議の開催 ・議員提供情報の集約	4
		2				8	4		
E 2週間以内									
その他優先度の高い業務	・公文書の開示事務 ・政務活動費の支給	1 1	・議員報酬の支払い	1	・請願・陳情の受理	2		・議員からの照会事項の調査	4
災害対策本部	局連絡員＋視察・要望班	3	視察・要望班		視察・要望班		1	視察・要望班	1

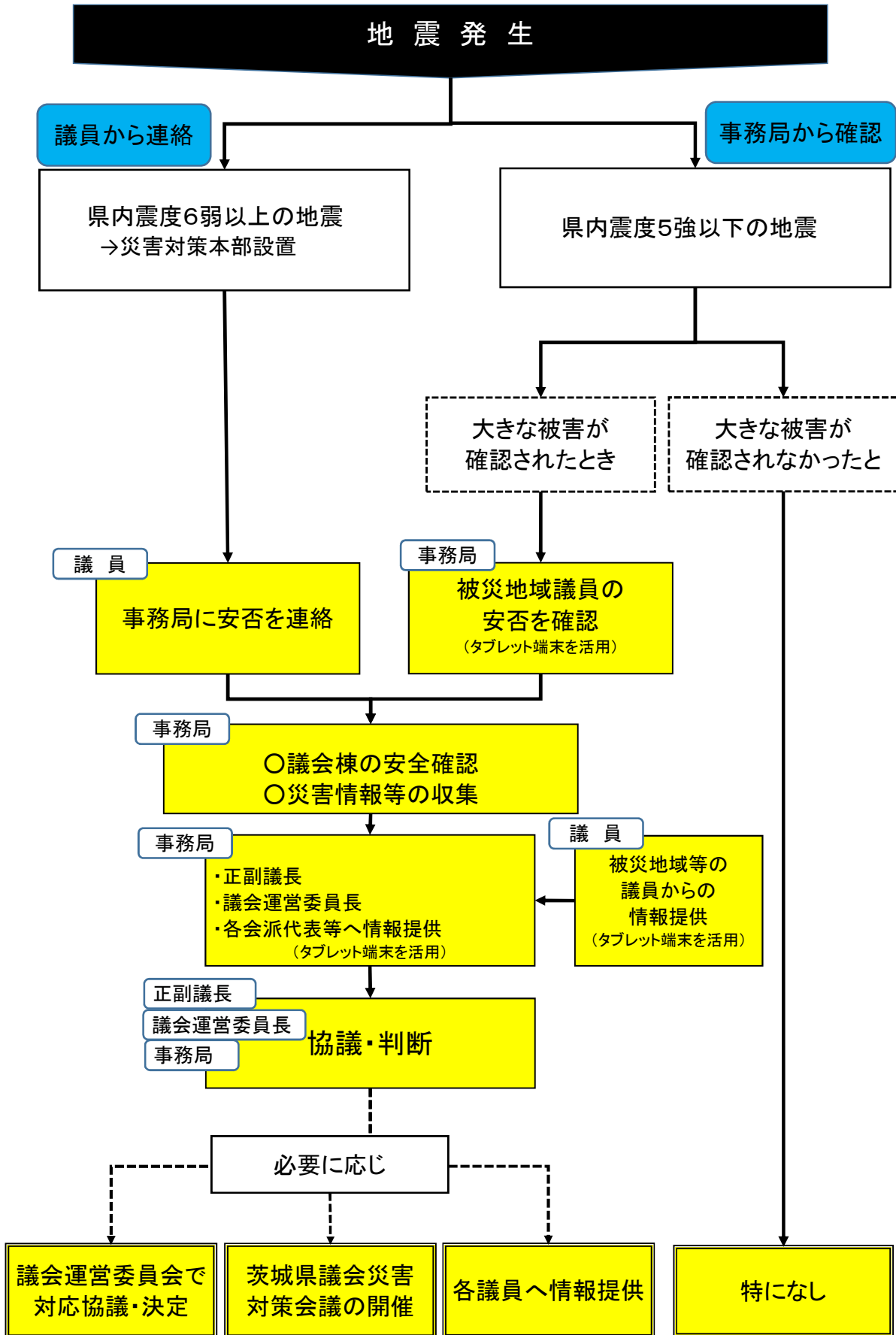
2 災害時における議会事務局の業務内容（本会議・委員会非開催時の場合）

区分	総務課	人数	秘書室	人数	議事課	人数	政務調査課	人数
A 直ちに	<ul style="list-style-type: none"> ・震度情報等の確認 ・議会棟の点検・安全確認 ・議員への情報提供 ・議員の安否確認 	1 6 1 4	<ul style="list-style-type: none"> ・議長・副議長の安否確認 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の点検 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の安否確認 	4
B 24時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・最低限執務環境の確保 ・議員の安否確認 	4 4	<ul style="list-style-type: none"> ・最低限執務環境の確保 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・最低限執務環境の確保 	4	<ul style="list-style-type: none"> ・最低限執務環境の確保 ・議員の安否確認 	4 4
C 3日間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況の把握 ・災害対策会議の開催検討 ・議員への情報提供 	2 4 2	<ul style="list-style-type: none"> ・議長・副議長の日程調整 ・議長・副議長の随行 	2 4	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況の把握 ・委員会現地調査の検討 	6 6	<ul style="list-style-type: none"> ・執行部への伝達 ・議員提供情報の集約 	4 4
D 1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策会議の開催 ・議員への情報提供 	4 2			<ul style="list-style-type: none"> ・委員会現地調査 ・災害対策会議の開催 	6 8	<ul style="list-style-type: none"> ・意見書の発議準備 ・災害対策会議の開催 ・議員提供情報の集約 	4 4 4
E 2週間以内								
その他優先度の高い業務	<ul style="list-style-type: none"> ・公文書の開示事務 ・政務活動費の支給 	1 1	<ul style="list-style-type: none"> ・議員報酬の支払い 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・請願・陳情の受理 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・議員からの照会事項の調査 	4
災害対策本部	局連絡員 + 視察・要望班	3	視察・要望班		視察・要望班	1	視察・要望班	1









※非常時はオンライン会議の開催について検討

関連規定

1	茨城県議会基本条例(抄)	P1
2	茨城県議会委員会条例の一部を改正する条例	P2
3	茨城県議会会議規則(抄)	P3
4	協議等の場の運営等について(抄)	P4
5	茨城県議会災害対策連絡要綱	P5
6	新型コロナウイルス感染症への議員対応について	P11
7	議員がコロナウイルスに感染した場合の基本的な対応等について	P12
8	議員が新型コロナウイルスに感染した場合の公表の取扱いについて	P13
9	傍聴人に急病人が出た場合の対応について	P14

茨城県議会基本条例（抄）

平成24年12月27日茨城県条例第90号

第2章 議会の役割及び運営

（議会の役割）

第4条 議会は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議事機関として、議決により県の意思決定を行うこと。
- (2) 知事等の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 県政の課題に関し、政策の立案及び提言(以下「政策立案等」という。)を行うこと。
- (4) 意見書、決議等により、国等に意見表明を行うこと。
- (5) 県政の課題、審議等の内容について、県民に明らかにすること。
- (6) 県民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、県民及び地域の状況を的確に把握し、知事等に速やかに必要な要請を行うこと。

第3章 議員の責務及び役割

（議員の役割）

第13条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 本会議、委員会及び議案の審査又は議会活動に関し協議又は調整を行うための場(以下「会議等」という。)に出席し、審議、審査等を行うとともに、必要に応じて議案を提出すること。
- (2) 県政の課題について、必要な情報収集、調査及び研究並びに政策立案等を行うこと。
- (3) 県民の代表として県民全体の利益を考えるとともに、県民の意思を的確に把握し、県政の課題解決のため、政策の実現に取り組むこと。
- (4) 県政及び議会活動について、県民に対して説明を行うこと。
- (5) 災害等における緊急的な調査活動等を行うこと。

茨城県議会委員会条例の一部を改正する条例

令和2年9月17日茨城県条例第45号

茨城県議会委員会条例（昭和35年茨城県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（電子情報処理組織の使用）

第14条の2 委員長及び委員は、県民の生命及び健康にとって重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延防止のため会議への出席を制限する必要がある場合、大規模な災害の発生により会議に出席することが困難である場合その他特に必要がある場合には、電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて行われる映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法により、発言し、及び議決に加わる（委員長にあつては、発言し、及び可否同数のときに議事を決すること）ができる。

2 前項の規定の適用がある場合における当該委員長及び当該委員についてのこの条例の規定の適用については、会議に出席しているものとみなす。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

茨城県議会会議規則（抄）

昭和35年10月1日茨城県議会規則第1号

第16章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第126条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項に掲げるもののほか、議会の情報公開及び広報活動に関する委員会を設ける。

3 前項の委員会は、茨城県議会情報公開条例（平成12年茨城県条例第87号）第22条第1項の規定により設置された茨城県情報委員会とする。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、議長が協議等の場を臨時的に設ける必要があると認めるときは、会議に諮って決定する。ただし、緊急を要し、会議に諮る暇がないときは、議長が設けることができる。

5 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。

6 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

別表（第126条関係）

名 称	目 的	構 成 員	招集権者
(略)	(略)	(略)	(略)
茨城県議会災害 対策会議	災害時における県議会としての情報収集及び提供、調査、要望等に係る協議又は調整を行うこと	議長、副議長、各会派を代表する議員、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び必要に応じ議長が指名する議員	議長

協議等の場の運営等について（抄）

平成21年1月9日 議長決裁

茨城県議会会議規則第126条第6項の規定に基づき、同規則別表に掲げる協議等の場の運営その他必要な事項を、次の表のとおり定める。

事 項	(略)	茨城県議会災害 対策会議
1 招集及び 座長	(略)	県内において大規模な災害その他の緊急事態（以下「災害等」という。）が発生し、茨城県災害対策本部が設置された場合等において、必要に応じ議長が招集し、会議の座長を務める。
2 会議の構 成	(略)	議長、副議長、各会派を代表する議員、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び必要に応じ議長が指名する議員で構成する。
3 協議事項	(略)	議会の災害等における対策に関し以下の事項を協議する。 (1)災害等における状況の情報収集等に関する事 (2)災害等における議会活動等の計画及び調整に関する事 (3)議員の災害等における調査活動等の調整及び支援に関する事 (4)国等の関係機関への要望活動に関する事 (5)その他議会の災害等における対策に関し必要な事項に関する事
4 傍聴	(略)	(1)会議は、議員のほか、議長の許可を得た者が傍聴することができる。 ただし、報道関係者（記者クラブ加盟各社に限る。）は、許可手続きを省略して傍聴させる。 (2)議長が必要と判断した場合は、秘密会とすることができる。
5 記録	(略)	(1)会議の概要、出席者の氏名等必要な記録を作成する。 (2)記録は、議長及び2人以上の構成員が署名する。
6 その他	(略)	執行部及び議会事務局の職員を説明者として出席させることができる。

茨城県議会災害対策連絡要綱

平成11年 4月13日議長決裁
改正 平成14年 9月 5日議長決裁
改正 平成30年 4月 1日議長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、次に掲げる災害時における、茨城県議会の災害情報の連絡等、災害対策に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 茨城県地域防災計画に定める第2警戒体制が配備されたとき。
- (2) 茨城県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）又は茨城県災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）が設置されたとき。

(局連絡員)

第2条 議会事務局長（以下「局長」という。）は、毎年度当初、局連絡員を指定するものとする。

- 2 局長は、災害対策本部又は警戒本部が設置されたときは、速やかに局連絡員を当該本部へ派遣するものとする。
- 3 局連絡員は、災害対策本部又は警戒本部等からの災害情報の収集を行うとともに、その結果を局長に報告するものとする。

(組織及び分担事務)

第3条 災害対策本部が設置された場合の議会事務局（以下「事務局」という。）の組織は、別表第1のとおりとする。

- 2 各班の分担業務は別表第2のとおりとする。

(事務局職員の連絡体制)

第4条 勤務時間外における事務局職員（以下「職員」という。）の緊急連絡は、茨城県議会事務局職員服務規程（昭和43年茨城県議会訓令第1号）

第29条第1項の規定に基づく連絡系統図によるものとする。

(職員の配備体制)

第5条 職員の配備基準は別表第3のとおりとし、配備体制は、毎年度当初、局長が別に定めるものとする。

- 2 緊急参集は、事務局への参集を基本とする。
- 3 災害状況及び交通事情により事務局への参集が不可能な場合は、最寄の県出先機関（以下「出先」という。）へ参集するものとする。
- 4 出先へ参集した職員は当該出先の協力を受け、可能な限り事務局との災害情報の連絡に努めるものとする。

(震災時における職員の登庁)

第6条 職員は、勤務時間外に震度6弱以上の地震を感じた場合、または県内で震度6弱以上を記録したことを知った場合は、登庁するものとする。

- 2 職員は勤務時間外に震度5強以上の地震を感じた場合、または県内で震度5強以上を記録したことを知った場合は、自主的に登庁するよう努めるものとする。

(議員への連絡等)

第7条 局長は、災害情報について必要と認める場合は、正副議長、各会派代表者、議会運営委員会正副委員長、常任・特別委員会正副委員長及び関係議員に伝達するものとする。

(議会活動の調整)

第8条 局長は、災害時において、議員等から臨時会及び委員会の開催等議会活動についての要請があった場合は、議長、知事及び委員長等と協議及び調整を行い、その結果を関係議員等へ連絡するものとする。

付 則

この要綱は、平成11年4月13日から施行する。

付 則

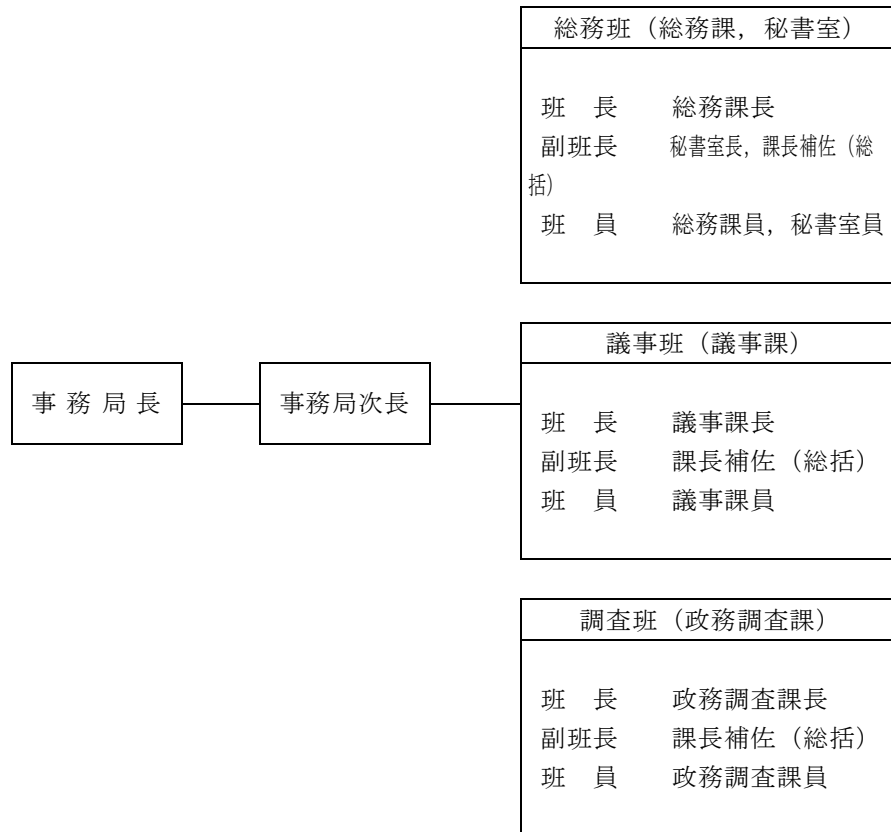
この要綱は、平成14年9月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(別表)

第1 組 織



第2 分担事務

班名	分 担 事 務
総務班	<ol style="list-style-type: none">1 災害対策本部ほか関係機関との連絡調整及び情報の収集等に関すること。2 局内各班との連絡調整に関すること。3 議員への災害情報の提供に関すること。4 議長，副議長との連絡及び活動の調整に関すること。5 公用車の配車，運行に関すること。6 議会棟内の各施設被害状況の取りまとめに関すること。7 局内の総括その他庶務関係事務に関すること。
議事班	<ol style="list-style-type: none">1 議会の会議（本会議，議会運営委員会，常任・特別委員会等）の開催に関すること。2 上記に係る正副議長及び議会運営委員会，常任・特別委員会 正副委員長等との連絡調整に関すること。3 現地調査，陳情の実施に関すること。
調査班	<ol style="list-style-type: none">1 議員からの調査依頼に関すること。2 上記に係る被害状況及び災害対策状況等の取りまとめに関すること。3 国等への要望事項の取りまとめに関すること。

第3 配備基準

事務局の配備基準は、茨城県地域防災計画に定める基準に準ずる。

区分	配備基準	風水害等の場合	地震災害の場合
		事前 配備	第2次警戒体制時
第1次 配備	第1次非常体制時	大雨，暴風，高潮，暴風雪，大雪特別警報のいずれかが県下に発表されたとき。	
第1次 配備	第1次非常体制時	大規模な災害が発生するおそれがあるとき又はその他の状況により災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めるとき。	地震により相当程度の局地災害が発生したとき又は茨城県に津波警報が発表された場合であって本部長が必要と認めるとき。
第2次 配備	第2次非常体制時	局地的災害が発生したとき又はその他の状況により本部長が必要と認めるとき。	県内で震度6弱以上を記録したとき若しくは茨城県に大津波警報が発表されたとき又は「警戒宣言」が発令されたとき。
第3次 配備	第3次非常体制時	県内全域にわたって大規模な災害が発生したとき又はその他の状況により本部長が必要と認めるとき。	地震により大規模な災害が発生したとき又は茨城県に大津波警報が発表され，大規模な災害が発生したとき。

(注) 風水害等，地震災害及び原子力災害以外の災害の場合の配備基準は，本表の配備基準に準ずる。

原子力災害の場合	配備人員	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境への有意な放射性物質等の放出があり 県 又は事業者のモニタリングステーション、 モニタリングポストにおいて、空間線量率 が 0.5 μ Sv/時以上 5 μ Sv/時未 満の事故・ トラブル ・ 警戒事態の発生 	局連絡員 のほか、 各課 1 名	必要に応じて災害 警戒本部が設置さ れる。
		災害警戒本部が設 置される。必要に 応じて災害対策本 部が設置される。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境への有意な放射性物質等の放出があ り、 県又は事業者のモニタリングステーショ ン、 モニタリングポストにおいて、空間線量率 が 5 μ Sv/時以上（1地点）の事故・トラブル ・ 施設敷地緊急事態の発生 	概ね職員 の 1 / 5	災害対策本部が設 置される（風水害 等の場合は災害警 戒本部又は災害対 策本部が設置され る。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境への有意な放射性物質等の放出があ り、 県又は事業者のモニタリングステーショ ン、 モニタリングポストにおいて、空間線量率 が 5 μ Sv/時以上（2 地点以上又は10分以上 /地点）の事故・トラブル ・ 全面緊急事態の発生 	概ね職員 の 1 / 3 （原子力 災害の場 合は 1 / 2）	災害対策本部が設 置される。
	概ね職員 の 1 / 2	

議員各位

茨城県議会議長 森田 悦男

新型コロナウイルス感染症への議員対応について

4月7日に、東京都をはじめ7都県に緊急事態宣言が発令され、本県においても、4月8日に、知事から10市町に居住の方及び事業者に対し、平日昼間を加えた不要不急の外出自粛等の要請がなされたところでもあります。

議員各位におかれても、それぞれの地域において、様々な対応や相談等をなされているものと察し、心から敬意を表します。

さて、われわれ県議会および県議は自分の健康を守りつつ、議事機関としての議会の責務をしっかりと果たしていかなければなりません。

つきましては各議員におかれまして感染防止のため、下記の対応をお願いいたす次第です。

記

1 健康管理の徹底等

- ・こまめな手洗い、マスク着用、咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ等で口や鼻を押さえる）を徹底すること。
- ・十分な睡眠とバランスの良い食事を心掛けること。
- ・毎朝、検温するなどにより、日々の体調把握に努めること。
- ・発熱等の風邪症状が見られる場合には、本会議や委員会等への出席を自粛すること。

2 本会議等における注意事項

- ・本会議や委員会においても、マスク着用に努めること。
- ・なお、本会議等の休憩時に、会議室の窓や扉を開けて、換気を行うこととする。

3 感染拡大防止に向けた行動

- ・いわゆる3密（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けて行動すること。
- ・海外や国内の緊急事態宣言対象地域、知事が外出自粛等を要請した地域については、不要不急の視察や訪問等を当面自粛すること。

以上

※県民の安全・安心のために、県議会議員が一致団結して、新型コロナウイルスの危機を乗り越えましょう。

議員が新型コロナウイルスに感染した場合の基本的な対応等について

議員が新型コロナウイルスに感染（陽性）したと診断された場合、保健所の指示・指導に基づいて必要な対応を行う必要があるが、茨城県議会における基本的な対応等については、次のとおりとする。

1 感染者が発生した場合における対応等

(1) 新型コロナウイルスに感染した場合の連絡等

議員本人が新型コロナウイルスに感染し、又は濃厚接触者であることが明らかとなったときは、直ちに議会事務局総務課にその旨を連絡するものとする。

(2) 確認事項等

議会事務局総務課は、議員本人から感染等の連絡を受けたときは、次の事項について確認するものとする。

- ・ 感染者又は濃厚接触者の氏名
- ・ 感染者又は濃厚接触者となったことが明らかとなった日時
- ・ 発病した日又は濃厚接触者となった日
- ・ 議事堂内における滞在や活動の状況、立ち寄った場所などの詳細
- ・ その他必要な事項

(3) 確認結果等を踏まえた対応

議会事務局総務課は、確認結果等を踏まえ、次のとおり対応するものとする。

- ・ 正副議長及び各会派代表への連絡
- ・ 確認結果等から、新たな感染を防止するため必要と判断される場合には、議事堂内の施設使用の制限や消毒等を実施（緊急対応）
- ・ 保健所の調査（濃厚接触者の特定、消毒場所の確定）に協力

2 茨城県議会災害対策会議の開催

- 議員本人の感染が確認された場合であって、議長が必要と判断するときは、速やかに茨城県議会災害対策会議を開催するものとする。
- 茨城県議会災害対策会議は、協議等の場の運営等について（平成21年1月9日議長決裁）に基づき、感染に係る事実確認や接触者リストの把握等の情報収集等を行うとともに、記者発表の要否や議事堂内の消毒の実施等について、必要な協議を行うものとする。

※ できる限り接触機会が少ない方法（メール、電話、持ち回り等）による開催を検討

3 消毒の実施等

茨城県災害対策会議の結果を踏まえ、保健所の指示・指導に基づき、議事堂内の施設使用の制限や消毒の実施など、必要な対応を図るものとする。

※ 議会活動及び事務局業務再開に必要なスペースから優先して消毒し、又は議事堂内の他のスペースで代替して業務を実施する。

令和2年4月23日
議会事務局総務課

議員が新型コロナウイルスに感染した場合の公表の取扱いについて

1 公表の時期

公表は、議員の新型コロナウイルス感染が明らかとなった後、速やかに実施するものとする（目安：24時間以内）。

2 公表の方法

(1) 基本的な考え方

- 最初の感染事案については、議長による記者会見（局長同席）を実施する。
- 2例目以降の感染事案については、局長による記者会見を基本として、事案ごとに判断する。
※ 軽易な事案（県の記者会見の内容と同一の場合等）については、資料提供による対応を検討

(2) 記者会見の場所

議事堂内（中会議室等）

(3) 留意事項

- 議員の居住地が水戸市以外の場合
県（知事部局）が行う陽性判定に係る記者会見と調整の上、議会における記者会見を実施する。
- 議員の居住地が水戸市の場合
水戸市（中核市）が行う陽性判定に係る記者会見と調整の上、議会における記者会見を実施する。

3 公表する内容

(1) 県（又は水戸市）が行う陽性判定に係る記者会見の公表内容

年代、性別、居住地（市町村名）、最近の海外渡航歴、症状・経過、行動歴など

(2) 議員の氏名、所属会派名、選挙区

(3) 議事堂内における滞在や活動の状況、立ち寄った場所などの詳細

(4) 議会や会派における今後の対応等

※ (1)については、県が本人の同意を得て公表するものです。

◎ (2)及び(3)については、議会が本人の同意を得て公表するものではありませんが、議員は公職であり、多くの県民と接する機会があるため、県民の安全・安心の観点から、速やかな本人の同意を得たいと考えております。

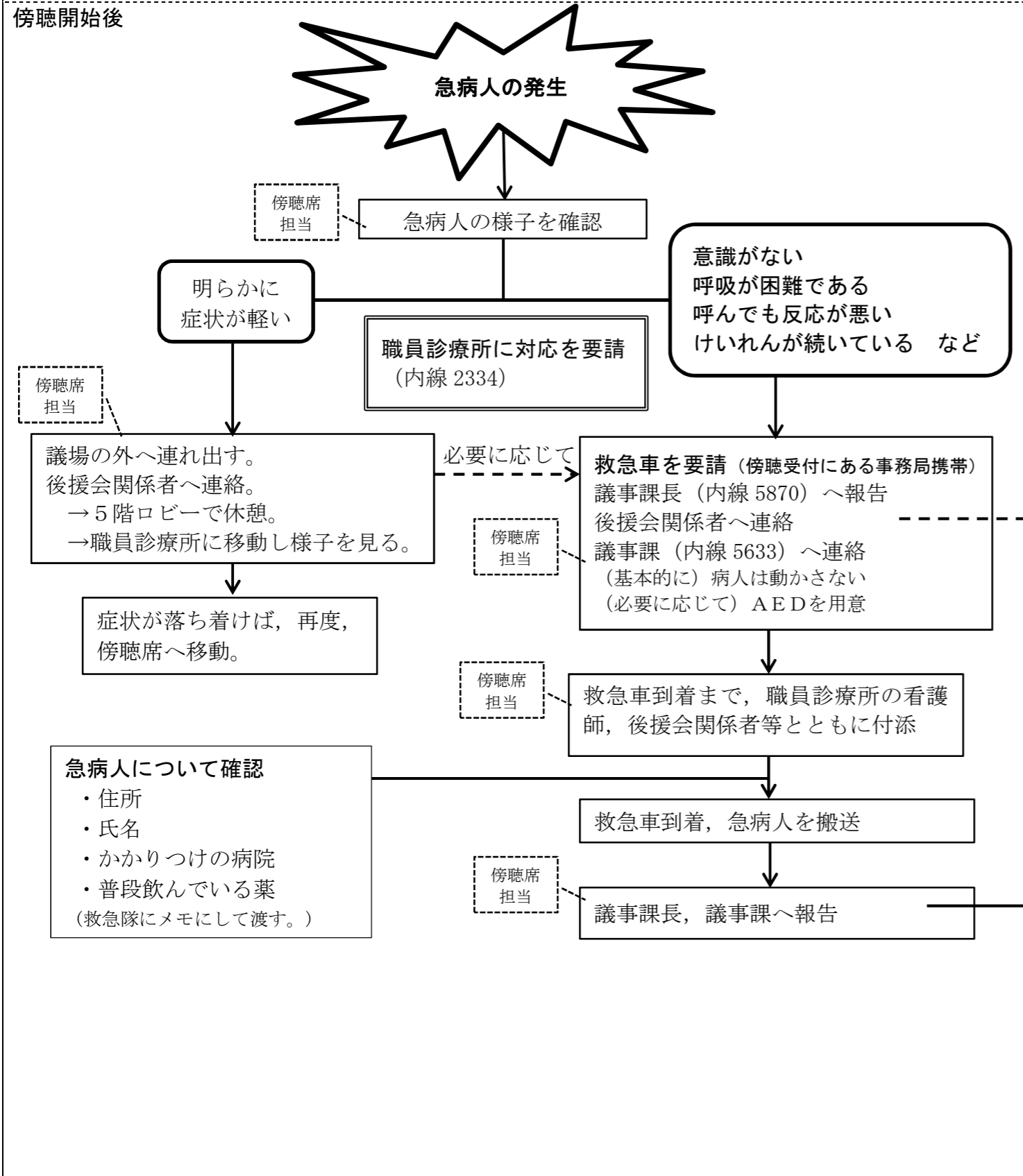
傍聴人に急病人が出た場合の対応について

傍聴人への対応

傍聴前

- 事務局から後援会の団体傍聴責任者に文書で依頼
- ・傍聴席への移動には時間がかかるので、体調や体力に不安がある方には、参加を控えていただく。
- ・当日、参加者の体調確認を行い、体調が優れない方がいる場合は、事務局職員に伝える。

傍聴開始後



議場内の対応

【議場内が騒然とした場合】

- 局長から議長へ臨時次第書を渡す。
- 議長
「(ただ今、傍聴席で急病人が発生しましたので、) 暫時休憩をいたします。自席にて、そのままお待ち願います。」
※議員、出席説明者とも自席にて待機
- 議長
「(議場が騒然としたときなど、必要に応じて) 静粛に願います。」

【議場内に影響がない場合】
メモ等で局長・議事課長に報告を行う。

【急病人対応に見通しが立った場合】

- 議事課長から局長、議長へ報告。
- 局長から議長へ臨時次第書を渡す。
- 議長
「それでは、休憩前に引き続き、会議を開き、県政一般に関する質問並びに上程議案に対する質疑を続行いたします。
なお、先ほど、傍聴席で急病人が出ましたが、救急車で病院へ搬送されることとなりましたので、御報告いたします。
〇〇〇〇議員。」
- 議事課長から局長、議長へ報告。
- 局長から議長へ臨時次第書を渡す。
- 議長
「それでは、休憩前に引き続き、会議を開き、県政一般に関する質問並びに上程議案に対する質疑を続行いたします。
なお、先ほど、傍聴席で急病人が出ましたが、救急車で病院へ搬送されましたので、御報告いたします。
〇〇〇〇議員。」

・残時間表示を停止
・「休憩中」の画面に変更

・残時間表示を再開
・議場中継を再開

・残時間表示を再開
・議場中継を再開